

(仮称)川越市こども計画を取巻く計画について

参考

こども基本法 抜粋

第十条 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

↑ 子ども・子育て支援事業計画が含まれる。

子ども・子育て支援法 抜粋

第六十一条 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

整合

第四次川越市総合計画（後期）《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】今年度中に次期計画策定に向けたアンケート調査を実施予定。

【こども計画との関連】

本市の最上位計画。子ども・子育てに係る施策は、少子化対策の推進、児童福祉の推進、幼児期の教育・保育と学童保育の充実、青少年健全育成の推進など、子どもに関する施策が幅広く明記されている。

第四次川越市地域福祉計画《計画期間：令和3年度～令和8年度（6年間）》

【現況】来年度中に計画の中間評価と見直しを実施予定。

【こども計画との関連】

本市の福祉分野の計画の整合を図り、共通的な事項を記載する上位計画。こども計画を含め、以下の各福祉計画との整合を図っている。

(仮称)川越市こども計画《計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）》

【現況】来年度の策定作業に向け、今年度はアンケート等調査を今後実施。

※本分科会での審議事項

【現在包含する計画】子ども・子育て支援法「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法「自立促進計画」、児童福祉法「市町村整備計画」、母子保健計画策定指針「母子保健計画」

川越市障害者支援計画《計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）》

【現況】昨年度アンケート調査を実施。今年度は計画策定に向け審議中。

【こども計画との関連】主に障害児関連施策について連携。

【主な関連施策】児童発達支援センターの運営、障害児通所支援事業の充実

すこやかプラン・川越《計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）》

【現況】昨年度アンケート調査を実施。今年度は計画策定に向け審議中。

【こども計画との関連】主に地域福祉について連携。（支えあい機能の強化）

【主な関連施策】ヤングケアラー支援（次期計画での施策化を検討）

主な関連計画

第三次川越市教育振興基本計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】来年度中に次期計画策定に向けたアンケート調査を実施予定。

【こども計画との関連】主に教育関連施策について連携。

【主な関連施策】オールマイティーチャーター配置事業、小中学校における食育の推進

健康かわごえ推進プラン（第2次）《計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）》

【現況】今年度中に次期計画策定に向けたアンケート調査を実施予定。

【こども計画との関連】主に子どもの健やかな成長のための保健対策について連携。

【主な関連施策】食育の推進、口腔ケア

第六次川越市男女共同参画基本計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】今年度中にアンケート調査を実施し、来年度は中間取りまとめを行う予定。

【こども計画との関連】主に子育てを支える環境づくり、虐待防止の推進について連携。

【主な関連施策】放課後児童健全育成事業、要保護児童対策地域協議会

第五次川越市国際化基本計画《計画期間：令和4年度～令和7年度（4年間）》

【現況】計画期間中であり、各年の達成状況調査を実施。

【こども計画との関連】主に多文化共生の推進について連携。

【主な関連施策】日本語教室、国際理解講座

第三次川越市保健医療計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】計画期間中であり、各年の達成状況調査を実施。

【こども計画との関連】主に妊娠期からの切れ目ない支援について連携。

【主な関連施策】産後ケア事業、利用者支援事業（母子保健型）、乳幼児健診

整合